



choshi

お知らせ  
news

## 臨時特別給付金

申問 社会福祉室ほか

### 1 住民税非課税世帯へ



#### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

支給額 **10**万円／1世帯

▶対象 次の①②のいずれか

①住民税均等割非課税世帯

令和3年12月10日(基準日)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯(要申請)

申請方法や申請期間などが決まり次第、市ホームページなどでお知らせします

問 国の臨時特別給付金コールセンター ☎0120(526)145

9時～20時 土・日、祝日も開設(12/29～1/3は開設なし)

申問 社会福祉室 ☎(24)8195



### 2 子育て世帯へ



\\ 銚子市は「現金」で給付します //

▶支給額 **10**万円／児童1人

▶対象

①令和3年9月分の児童手当(本則給付)の支給を受けている人(公務員以外の方は申請不要。令和3年12月23日に振込済み)

②高校生など(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの人)を養育している人で、所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の人

③令和3年9月から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育している人で、所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の人

①の公務員、②③は原則として申請が必要

申請が必要な人へ1月中旬に申請手続きのお知らせを送ります

申問 子育て支援課 ☎(24)8967

